

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	職員厚生課
契約締結年月日	令和4年4月1日
契約者名	一般社団法人富士吉田医師会
契約名	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原定量検査(鼻咽頭ぬぐい液)委託契約
契約金額 (税込み)	2,323,200円
随意契約理由	<p>令和4年1月に新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を受け、県行政における業務執行体制を維持・継続するための体制を、事業主として緊急に整える必要があった。</p> <p>職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際に、周囲の職員を対象に速やかに核酸検出検査等を実施することで、庁内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図り、県行政における業務執行体制を維持・継続する必要がある。</p> <p>事業所が独自に行う新型コロナウイルス感染症検査については、契約可能な検査機関において、契約条件が「保健所における行政検査、有症状者の医療機関における検査が優先するため、空きがあれば受入ることができる」ものである。</p> <p>そのため、業務執行体制を維持・継続できるよう検査体制を確保するには、複数の検査機関と契約を結び、受入可能な検査機関で速やかに検査を行える体制を整える必要がある。県内の検査機関の中で次の3カ所の検査機関から、受入可能と回答があった。(①富士温泉病院 ②富士吉田医師会 ③山梨県厚生農業協同組合連合会)</p> <p>価格はそれぞれの契約機関によるが、地域性及び適時性の観点から検査体制を確保するため、3者すべてと契約する。については、見積書を徴し、予定価格範囲内であったことから、一般社団法人富士吉田医師会と随意契約とする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号